公益財団法人熊本YMCA 理事長 光永 尚生 (公印省略)

入会(普通会員)のご案内

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度は、熊本YMCAのプログラムにお申込みをいただき、心より感謝申し上げます。

さて、熊本YMCAは2008年12月に施行されました財団法人等に関する新しい法律に基づき、「公益財団法人熊本YMCA」に移行いたしました。この移行にあたり、「会員に関する規程」(裏面)を制定し、特に第10条の規定に基づき、会員登録をされた皆様には一般参加者の参加費とは別に割引制度による「会員参加費」を設定いたしております。熊本YMCAのプログラムに参加される皆様には、この会員制度のご利用をお勧めいたす次第です。

つきましては、お子様の参加申込手続時には、お手数をお掛けいたしますが、 「会員に関する規程」をご確認の上、同意・不同意をお知らせいただきますよう お願い申し上げます。

また、本件につきましてご質問等ございましたら、下記までご一報を賜りますようお願いいたします。

熊本YMCAは、公益的な活動を行う団体として、今後とも地域社会に対してより一層積極的な関わりを行って参る所存です。皆様にはご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

お問い合せ先 公益財団法人熊本YMCA 本部事務局 〒860-8739 熊本市中央区段山本町 4-1

TEL: 096-353-6397

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第37条第2項の規定に基づき、公益財団法人熊本YMCA(以下「この法人」という。)の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

- 第 2 条 定款第37条第1項に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 普通会員 この法人の事業に賛同して入会した者。
 - (2) 維持会員 この法人の目的及び事業に賛同して、その目的の達成及び事業を推進するために入会した者。なお、維持会員のうちユースリーダー登録者を青少年会員と呼ぶ。

(入会手続)

第 3 条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(理事会への報告)

第 4 条 理事長は、新たな入会員等の状況を理事会に報告しなければならない。

(会 費)

第 5 条 会員は、毎年度会員の種別に応じて会費を納入しなければならない。

 (1) 普通会費
 4,200円

 (2) 維持会費
 A
 6,000円

 B
 12,000円

 C
 18,000円

 D
 24,000円

 E
 30,000円以上

 F(ただし、ユースリーダーに限る)
 3,000円

- 2 会員は、前項の会費を一括若しくは分割で納入しなければならない。
- 3 事業年度の途中で入会した会員の会費は、その事業年度については月割とし、又は減免することができる。 (会費等の使途)

第 6 条 前条の会費のうち、普通会費は毎事業年度における合計額のすべてを当該事業年度の管理費に使用するものとし、維持会費は毎事業年度における合計額の50%を当該事業年度の管理費に、余りは公益目的事業に使用するものとする。

(資格の喪失)

- 第 7 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 会費を2年以上滯納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退 会)

- 第 8 条 会員は、退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。
 - 2 前項の場合、会員が納入した会費については、これを返還しない。

(除名)

- 第 9 条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。
 - (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
- 2 会員を除名にするときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。 (会員の特典)
- 第10条 会員は、次の特典を享受することができる。
 - (1) この法人が刊行する機関誌(各種資料を含む。)を無料で配布を受けることができる。
 - (2) メーリングリストに搭載し、メール等による情報提供を受けることができる。
 - (3) この法人が所有する宿泊施設等を割引料金で利用することができる。
 - (4) この法人が主催・共催する講座、セミナー等に割引料金で参加することができる。
 - (5) その他この法人が必要と認めたこと。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

1 この規程は、公益財団法人熊本YMCAの設立の登記の日から施行する。

(登記年月日:2012年4月1日)